

広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)

診断用 X線一般撮影装置システム

技 術 仕 様 書

地方独立行政法人 広島市立病院機構

## 1. 調達物品の背景及び目的

当院放射線診断科における X 線一般撮影に関して、概して長時間を要する整形外科領域に割合が比較的高いことがその特徴である。

現在使用している装置は各装置間の性能に差異があるため、全脊柱や全下肢の長尺撮影等、装置によっては施行出来ない撮影方法があり、運用効率に問題がある。このため、整形外科患者に於いては、検査待ち時間が 1 時間近くなる場合がある。

新病院で整備する装置については、今後増加する骨変性疾患に対応すべく長尺撮影機能を充実させ、隣接配置する 3 台の装置を活用して患者待ち時間を短縮する。

又、新病院 1 階の一般撮影部門から離れた位置に配置される通院治療センターには、一般撮影装置 1 台を別途整備し、化学療法や放射線治療の患者に対し、その動線の短縮やプライバシー保護に最大限配慮する。

X 線一般撮影は、全ての X 線撮影の基本となる撮影であり画像診断においては欠かせない存在である。使用頻度の高い装置であることから機械的に堅牢であることが重要であり、また X 線一般装置は、術式や撮影方向が多岐に亘っているため、装置の性質上、ポジショニングの操作性に優れている装置が望まれる。

一般撮影は被験者の協力を得ながらポジショニングを行うことも多く、操作者の操作性だけでなく、患者の不安に配慮した機器が求められる。

現在、当施設で使用中の一般撮影装置は、経年劣化による故障等で運用に支障をきたしており、性能性、操作性等に優れた一般撮影装置を導入することにより、画像診断体制の万全を図る。

## 2. 調達物品名および構成内訳

### 1) 一般撮影システム

(構成内訳)

#### 1-1) 第一撮影室

|   |    |
|---|----|
| 1-1-1) 高電圧発生装置                                      | 一式 |
| 1-1-2) X 線管保持装置                                     | 一式 |
| 1-1-3) X 線管装置                                       | 一式 |
| 1-1-4) X 線可動絞リ                                      | 一式 |
| 1-1-5) 立位撮影台  | 一式 |
| 1-1-6) 臥位撮影台  | 一式 |
| 1-1-7) エネルギーサブトラクション撮影機能                            | 一式 |
| 1-1-8) FPD 搭載型カセット型デジタル X 線装置 17×17                 | 一式 |
| 1-1-9) エネルギーサブトラクション対応 FPD 搭載型カセット型デジタル X 線装置 17×17 | 一式 |
| 1-1-10) 画像制御装置                                      | 一式 |
| 1-1-11) 付属品   | 一式 |

#### 1-2) 第二撮影室

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1-2-1) 高電圧発生装置  | 一式 |
| 1-2-2) X 線管保持装置 | 一式 |
| 1-2-3) X 線管装置   | 一式 |
| 1-2-4) X 線可動絞リ  | 一式 |

|         |  |    |
|---------|--|----|
| 1-2-5)  | 立位撮影台  | 一式 |
| 1-2-6)  | 臥位撮影台  | 一式 |
| 1-2-7)  | 自動長尺撮影機能                                     | 一式 |
| 1-2-8)  | エネルギーサブトラクション撮影機能                            | 一式 |
| 1-2-9)  | FPD 搭載型カセット型デジタル X 線装置 17×17                 | 一式 |
| 1-2-10) | エネルギーサブトラクション対応 FPD 搭載型カセット型デジタル X 線装置 17×17 | 一式 |
| 1-2-11) | FPD 搭載型カセット型デジタル X 線装置 14×17                 | 一式 |
| 1-2-12) | 画像制御装置                                       | 一式 |
| 1-2-13) | 付属品  | 一式 |
| 1-3)    | 第三撮影室  |    |
| 1-3-1)  | 高電圧発生装置                                      | 一式 |
| 1-3-2)  | X 線管保持装置                                     | 一式 |
| 1-3-3)  | X 線管装  | 一式 |
| 1-3-4)  | X 線可動絞り                                      | 一式 |
| 1-3-5)  | 立位撮影台  | 一式 |
| 1-3-6)  | 臥位撮影台  | 一式 |
| 1-3-7)  | 自動長尺撮影機能                                     | 一式 |
| 1-3-8)  | エネルギーサブトラクション撮影機能                            | 一式 |
| 1-3-9)  | 小児撮影台  | 一式 |
| 1-3-10) | FPD 搭載型カセット型デジタル X 線装置 17×17                 | 二式 |
| 1-3-11) | エネルギーサブトラクション対応 FPD 搭載型カセット型デジタル X 線装置 17×17 | 二式 |
| 1-3-12) | FPD 搭載型カセット型デジタル X 線装置 14×17                 | 一式 |
| 1-3-13) | FPD 搭載型カセット型デジタル X 線装置 10×12                 | 二式 |
| 1-3-14) | 画像制御装置                                       | 二式 |
| 1-3-15) | 付属品  | 一式 |
| 1-4)    | 通院治療センター 一般撮影室                               |    |
| 1-4-1)  | 高電圧発生装置                                      | 一式 |
| 1-4-2)  | X 線管保持装置                                     | 一式 |
| 1-4-3)  | X 線管装置                                       | 一式 |
| 1-4-4)  | X 線可動絞り                                      | 一式 |
| 1-4-5)  | 立位撮影台  | 一式 |
| 1-4-6)  | 臥位撮影台  | 一式 |
| 1-4-7)  | エネルギーサブトラクション撮影機能                            | 一式 |
| 1-4-8)  | FPD 搭載型カセット型デジタル X 線装置 17×17                 | 一式 |
| 1-4-9)  | エネルギーサブトラクション対応 FPD 搭載型カセット型デジタル X 線装置 17×17 | 一式 |
| 1-4-10) | 画像制御装置                                       | 一式 |

1-4-11) その他

2) 性能・機能以外の要件

2-1) 搬入、据付、調整

2-2) 瑕疵担保期間の保証体制

2-3) 障害対応

2-4) 教育体制

2-5) 説明書・マニュアル等

3. 技術的要求要件

- (1) 本調達物件に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、発注者の必要とする最低限の要求要件を示しており、本調達物件の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 本調達物件の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市立安佐市民病院医療機器選定委員会及び広島市立病院機構本部事務局で実施する入札契約審査会において、本調達物件に係わる技術仕様書に対する提案書やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (5) 本調達物件の構成においては、全て新品であること。引上げ品等使用している場合は落札決定の対象から除外する。

4. その他

(1) 仕様に関する留意事項

- ① 本調達物件のうち医療用具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に定められている製造の承認を得ている機器であること。
- ② 本調達物件は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時に製品化されていない機器で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

(2) 提案に関する注意事項

- ① 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的、かつ、分かりやすく記載すること。  
したがって、本仕様書の技術的要件に対して、単に「できます。」「提案します。」といった文章のみで、その根拠となるデータ等を示さず具体性のない提案書の場合、評価できないため不合格とする。
- ② 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合があり、ヒアリングについて打診を受けた場合は、必ず対応すること。